



幕別町

農業委員会だより

第41号

平成25年3月発行

編集・発行

幕別町農業委員会

☎0155-54-6625

農業委員会忠類支局

☎01558-8-2111

印刷/東光印刷(株)



農業体験塾

農業・農政の総合専門紙

全国農業新聞

「全国農業新聞」は、農業者の公的代表組織である農業委員会系統組織が発行する週刊の農業総合専門紙です。

◆発行日/毎週金曜日

◆購読料/1ヶ月600円(送料共)

◆お申し込み/農業委員会事務局へ

(☎0155-54-6625・☎01558-8-2111)

発行所: 全国農業会議所

紙面あんない

- ☆ 町長・議長への要請 2p
- ☆ TPP交渉への参加反対を求める決議 2p
- ☆ 農地パトロール(利用状況調査) 2p
- ☆ 農地の賃借料情報 3p
- ☆ 農業生産法人事業報告書 3p
- ☆ 選挙人名簿登録状況 4p
- ☆ 農地の移動状況 4p
- ☆ 農業委員研修報告 5p
- ☆ 農業者年金 6p
- ☆ 農業者年金相談会 7p
- ☆ 農業委員会活動報告【下半期】 8p
- ☆ 編集後記 8p

幕別町農業委員会のホームページが見やすくなりました。

アクセス方法・・【幕別町ホームページ】<http://www.town.makubetsu.lg.jp> から「農業委員会」

農政政策等に関する要請

農業委員会は、十勝農業委員会連合会を通して北海道国会選出議員に要請した農政政策に関する要請4項目を昨年12月11日に杉坂達男会長、谷内雅貴会長職務代理者、大道健實農政部長から岡田和夫町長と古川稔議長へ、国ならびに北海道に対して働き掛けの要請を行いました。

《要請項目》

1 TPP交渉への対応について

例外なき関税撤廃を原則とするTPP交渉への参加は、小麦や牛肉、乳製品、ビートなど十勝の主要農畜産物に大きな影響を受け、地域経済にも壊滅的な打撃を与えることから、TPP交渉への参加には断固反対すること。

2 農業基盤整備

事業予算の確保について

農業の生産向上と品質の高い農産物の生産、我が国の食料自給率の向上にこつて、明渠、暗渠排水など基盤整備事業の



岡田町長へ要請



古川議長へ要請

推進は不可欠であることから、農村現場に必要な予算を確保するとともに、地域の実情と圃場条件にあつた弾力的な整備や地元負担の軽減に配慮すること。

3 有害鳥獣の駆除対策について

鹿や熊、キツネなどの有害鳥獣被害は、個体数の増加により年々拡大しており、被害を防止するために駆除及び抜本的な被害防止対策を講ずるよう努めること。

4 農業委員会組織体制と関係予算の確保について

農地法改正に伴い、市町村の農業委員会は法令業務の適正な執行はもとより、担い手の育成と農地

の有効利用など地域農業の振興における機能・役割が大幅に拡充されたことを鑑み、農業委員会の組織体制の整備及び強化の重要性から「農地制度円滑化事業」の継続確保と重厚な予算措置を講ずること。

TPP交渉への参加反対を求める決議

昨年11月27日第17回農業委員会総会において、TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)交渉への参加反対を求める決議を可決しました。

TPPは、農業だけの問題でなく、食品安全、金融サービス、投資、医療、労働、政府調達などの21分野にわたる広範かつ総合的な協定であり、十勝においては、主要農畜産物である小麦・牛肉・乳製品・ビートなどに大きな影響と地域経済に壊滅的な打撃を与えることが懸念される。

農業のみならず社会経済の衰退を招くことから、TPP交渉への参加には断固反対する決議をしました。

農地パトロール(利用状況調査)

農地法第30条の規定で毎年一回、区域内の農地の利用状況調査を実施します。昨年9月に農地パトロールと合わせて農地の利用状況調査を実施しましたが、利用状況調査の結果、遊休農地はありませんでした。

改正農地法では、農地すべてを効率的に利用して耕作する全部効率利用要件が定められております。

国内での耕作放棄地は、年々増加の傾向で耕作放棄地により回りの環境にさまざまな悪影響を与えます。主として病害虫の発生や鳥獣被害の発生、雑草の繁茂、用排水路施設への管理に支障をきたすなどが考えられます。

また、地域住民の生活環境への悪影響としてゴミの不法投棄や火災発生にもつながります。このような問題が発生しないよう地域で農地を守ることが大切であります。

農地の賃借料情報

農地法第52条の規定により、地域における賃借料の目安になるものを農業委員会が調査し幕別町のホームページで提供しています。調査内容は、過去1年間(平成24年1月から12月まで)に農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づき締結(公告)された賃貸借契約を地区ごとに平均額、最高額、最

1. 畑(普通畑)の部 (10a当たり)

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区(低台)	9,900円	15,000円	4,500円	170
幕別地区(高台)	8,300円	13,000円	3,000円	259
忠類地区	3,700円	5,300円	2,500円	42

2. 畑(牧草畑)の部 (10a当たり)

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区(低台)	5,100円	7,700円	4,000円	平成23年データ
幕別地区(高台)	4,700円	5,700円	3,000円	33
忠類地区	2,500円	3,600円	1,200円	62

※幕別地区の低台地区とは、新川の一部、明野北、明野南の一部、軍岡の一部、相川、相川東・北・南・西、猿別の一部、千住1・2・東、稲土別の一部、依田、西和、途別、幕別・札内市街地も含む。

※幕別地区の高台地区とは、上記地区と忠類地区を除いた地区である。

※2 畑(牧草畑)の部 幕別地区(低台)については、平成24年中に締結された賃貸借がないことから、前年数値を記載している。

低額を出し、10a当たりの賃借料情報は次のとおりとなっております。なお、賃借料情報の平均額の2倍以上は、極端に高額な借賃として不許可になるおそれがありますので、契約を締結する場合には2倍以上にならないようご注意ください。

農業生産法人事業報告書

農業生産法人は農地法第6条に基づき、毎事業年度の終了後3カ月以内に「農業状況を記した農業生産法人事業報告書」を経営地のある市町村の農業委員会に報告しなければならない義務があります。なお、複数の市町村がある場合は全ての市町村に報告することになります。

例えば、決算期が3月末の農業生産法人は6月末までに報告しなければなりません。

農地法では、農業生産法人以外の法人は農地の所有地取得を認められていません。報告が提出されていない農業生産法人の場合は、権利取得者としての資格を有するか否かの判断ができません。また、事業状況を把握することができないため、農地基本台帳の整備や営農証明などので、必ず報告してください。

報告をしない又は虚偽の報告をした場合は30万円以下の罰則規定があります。

農地の転用

農地に住宅や畜舎などの施設を建設する際は、その農地が農業振興地域整備計画に基づく農用地区域に含まれているかどうかを事前に確認をしなければなりません。農用地区域であれば「農業振興地域の整備に関する法律(農振法)」に基づく用途変更や除外などの手続きをした後、農地法による農地転用手続きが必要となります。

申請前にかかわらず事前相談

農振や農地法の許可申請をする場合は確認事項がありますので、かならず申請前に農業委員会や農林課に相談してください。農地法の転用は申請から許可通知まで最低でも2カ月程度かかり、農振の手続きは更に時間がかかります。

農業委員会委員選挙人名簿登録状況

農業委員会委員選挙人名簿は農業委員会等に関する法律の規定により、市町村の選挙管理委員会が有権者からの申請に基づいて毎年1月1日現在で調製し、3月31日をもって確定され翌年の3月30日まで据え置かれます。

選挙人名簿登録者予定数

農業委員会	男性	女性	計	前年度登録者数	前年差
幕別選挙区	828人	716人	1,544人	1,563人	△19人
忠類選挙区	146人	118人	264人	261人	3人
計	974人	834人	1,808人	1,824人	△16人

《選挙権・被選挙権の要件》

農業委員会の選挙による委員の選挙権と被選挙権は、農業委員会等に関する法律に定めてあり、次の三つの要件をすべて備えていることが必要です。

- 1 当該農業委員会の区域内に住所を有すること。
- 2 年齢が満20歳以上であること。
- 3 次の①～③のいずれかに該当すること。
 - ① 北海道にあつては30歳以上の農地で耕作の業務を営む方
 - ② ①の方の同居の親族又は配偶者であつて、年間おおむね60日以上耕作に従事している」と農業委員会が認める人
 - ③ 北海道にあつては、30歳以上の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員又は株主であつて、年間おおむね60日以上耕作の業務に従事していると農業委員会が認める方

平成24年中の農地移動状況

(平成24年1月1日～12月31日)

農業委員会
三二情報

項目		平成24年		平成23年		前年差		
区分	移動事由	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	
農地法第3条	所有権の移転	売買	20	69.90	15	33.38	5	36.52
		贈与	8	105.15	4	89.55	△4	15.60
	賃借権の設定	賃貸借	52	274.90	69	341.82	△17	△66.92
		使用貸借	4	57.19	2	9.41	2	47.78
農地保有合理化促進事業(道公社)	買入	経営移譲	20	641.53	14	326.34	6	315.19
		買入	16	169.17	22	201.85	△6	△32.68
農用地利用集積計画	所有権移転	売渡	3	13.28	7	40.38	△4	△27.10
		所有権移転	22	168.83	36	255.99	14	△87.16
		利用権設定	賃貸借	189	905.24	140	781.52	49
使用貸借	0		0	0	0	0	0	

農業委員会研修報告

森委員事例発表

1月22日に農業委員会活動強化研修会が札幌市で開催され、幕別町、深川市、帯広市農業委員会の事例発表がありました。

農業委員会活動強化研修会で女性委員からの事例発表は始めて、本委員会より森 勤子委員が「幕別町農業委員会における女性委員の取り組みについて」と題し事例発表を行いました。

発表では、「家族経営協定検討委員会」で会長として取り組んできた事業内容と実績や「グリーンパートナー事業連絡会議」の事業および「地区担当委員」の業務内容を説明しました。

最後に「農地流動化および担い手の育成・確保」では20代、30代の若年層の後継者割合が低く、今後においては後継者不足が深刻化となる。「T P P 交渉参加には断固反対」で私達の大切な子供や孫達に豊かな生産基盤や生活を守る制度をしっかりと継承していく、



森 委員

農業だけの問題ではなく私達の住んでいる地域・経済が崩れないよう、T P P 交渉への参加には断固反対すると発表を終えました。

南十勝農業委員等研修会

2月7～8日の両日、十勝川温泉において南十勝農業委員会連絡協議会主催（更別村農業委員会主管）により、農業委員の資質向上を目的に農業委員等研修会が開催されました。

研修会には南十勝5町村（中札内、更別、大樹、広尾、幕別）の農業委員及び事務局職員ら約80人

が集まり、織田忠司更別村会長あいさつ後、研修に入りました。

1日目は、北海道農業会議 橋本正雄事務局長による「農業・農業委員会をめぐる情勢について」と題し、安倍新政権となり予算の概要とT P P をめぐる情勢について内容説明がされました。特にT P P については今後反対運動を続けることと動向に注視されたい。引続き、インストラクター 吉田景子氏による「みんな元気に農作業」と題し、冬期間、室内でもストレッチをすることで腰痛防止となることから、ストレッチを参加者全員で行い心地よい汗をかきました。



橋本事務局長

2日目は、十勝総合振興局農業支援係 菅 浩和係長から「経営体育成支援事業について」と題し、平成24年度補正予算の新たな事業内容の説明がされました。

南十勝農業後継者担い手対策研修会

南十勝農業委員会連絡協議会が主催する「平成24年度南十勝農業後継者担い手対策研修会」が、更別村が当番町村となり、2月20日に更別村社会福祉センターで開催され約110名の参加でした。「円滑な経営継承のために」と題し、十勝農業試験場技術普及室 普及指導員 西海豊頭氏による講演では、担い手は大切である。将来の農家戸数は減り1戸当りの面積が増えるのは間違いない。地域の進めるべき方向を見定め幅広い担い手支援をしてもらいたいとのお話がありました。



西海上席普及指導員



知って得する 農業者年金

Q&A 女性農業者の 皆さんご存じですか？



Q: 安心できる老後生活への備えには何が大切ですか？

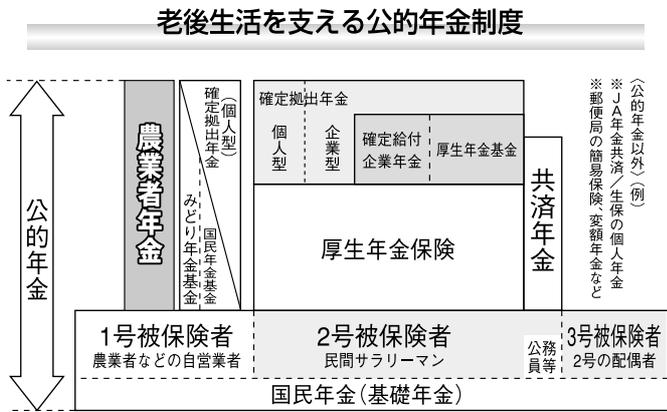
A: 生活の糧として必要な収入を終身年金で確保することが最適です！

現在65歳の日本人の平均余命は、男性が18.9年(83.9歳)、女性が24.0年(89.0歳)です(女性は男性よりも5年も長い!)。この長い老後生活に備えるためには、**生きている間、必ず決まった時期に決まった金額が受け取れる終身年金への加入が最適な方法**です。

高齢農家の家計費は夫婦お二人で月額約23万円に及ぶというデータがあり、この場合、農業者の方が国民年金を満額受給(夫婦お二人で13万1千4百円)できたとしても、**月額10万円が不足**することになります(厚生年金の場合、モデルケースのご夫婦で23万2千円受給できます。)

農業者の方にはこのような不足額を補うために農業者年金制度が用意されていますので、**国民年金の上乗せ年金として終身受給できる農業者年金**に是非ご加入ください。

農業者年金への加入がご主人だけでは、先にご主人が亡くなった時、妻であるあなたの老後の支えは国民年金(満額で月6万5千7百円)だけになってしまいます。



農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方ならどなたでも加入できます。

●農業者年金に関するご相談については、最寄りのJAが農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

**独立行政法人
農業者年金基金**

〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5F
電話: 03 (3502) 3942 FAX: 03 (3592) 2660

<http://www.nounen.go.jp/>

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう！



現況届は忘れずに提出を！

農業者年金を受給されている方は、毎年、現況届を農業委員会に必ず提出してください。なお、現況届の提出がないときは、11月の支払いから提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められますのでご注意ください。

農業者年金相談会

農業委員会及び農業者年金協議会が主催となり各農協の協力のもと農業者年金相談会を昨年12月7日に開催し17人が出席されました。この相談会は年金受給を間近に控えた方を対象に毎年開催しており、北海道農業会議農業者年金総合指導員 大月信也氏を講師に迎え、旧年金及び新年金制度概要や年金受給に向けた基本的な事項の内容説明を聞きました。ほとんどの参加者が個別相談を受け、受給に向けた手続や年金支給額の確認、あるいは経営移譲に伴う農地の処分方法などについて熱心に相談されていました。



農業者年金相談会

ヤミ小作の 解消

農業委員会では、耕作放棄地・ヤミ小作地・転用地の実態把握をすることなどを目的として毎年農地パトロールを実施しています。ヤミ小作は口約束の場合が多く、長期にわたり貸し借りすることはトラブルの原因となりかねません。農業委員会では農地法に基づく賃貸借等の手続きや町農業振興公社では農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借等の手続きを行っております。

これは借主が安心して耕作ができることや、貸主が確実な農地の返還を求めめるために大切な手続きです。賃貸借契約の手続きは農業委員会の総会の議決が必要となり、手続きに多少の時間が必要となりますが、お互いの安心のために合法的な手続きを行ったうえで農地の賃貸借をされますようお願いいたします。

各種申請は

毎月10日

お早めに
手続きを!!

農地法に基づく各種許可申請（農地の売買、賃貸借、転用など）や地目の現況証明願の締め切りは、総会の関係で毎月10日（閉庁日の場合は直前の開庁日）となっております。書類を完備のうえ、農業委員会に申請してください。

お知らせ

1 下限面積の設定について

農地法第3条に規定する下限面積は毎年設定することとなっておりますが、総会で下限面積2ヘクタールの変更は行わないことになりましたので、お知らせします。

2 総会議事録について

総会の議事録をホームページで公開しております。

幕別町農業委員会憲章

- 1、農業委員会は、農業、農業者の代表として誇りと責任ある行動に努めます。
- 1、農業委員会は、農業者の期待と信頼に応え新時代をひらく農政の確立に努めます。
- 1、農業委員会は、農用地の確保と有効利用を進め法令に基づく適正な農地行政に努めます。
- 1、農業委員会は、農用地の合理的利用を図るため農用地の流動化と集団化の促進に努めます。
- 1、農業委員会は、産業としての農業を確立するため担い手の育成と後継者の確保に努めます。
- 1、農業委員会は、地域農業発展のため情報の収集・提供・普及活動に努めます。
- 1、農業委員会は、活力ある農業、農村を築くため構造政策と地域活性化の推進に努めます。
- 1、農業委員会は、広く研修の機会をとらえて、知識と資質向上に努めます。

平成24年度 農業委員会活動報告(下半期)(10月～3月)

編集後記

昨年12月に安倍内閣となり最優先課題は円高・デフレから脱却して日本経済を再生する。そのため大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢(いわゆる「アベノミクス」)」を一体として実行していくこととされています。

新政権になり、とりわけ例外なき関税撤廃を原則とするTPP交渉への参加の行方が心配です。これからも農業委員会では関係機関と協力して、TPP交渉への参加対応運動を継続してまいります。

春耕を迎え農作業事故には十分注意をしていただき、豊穣の出来秋を迎えられることを願っております。

なお、農地行政に関わる相談は地区担当農業委員若しくは農業委員会事務局にお尋ね願います。

◆ 広報委員 ◆

- 委員長 国枝 隆幸
- 副委員長 森 勤子
- 委員 加藤 宏
- 委員 齊藤 正孝
- 委員 白木 孝和
- 委員 杉本 義昭

10・19	町公社利用調整会議 (幕別地区)	18	町公社利用調整会議 (幕別地区)	19	研修会(帯広市) 町公社利用調整会議 (幕別地区)
23	現地調査(現況証明等) 第16回農業委員会総会 (ふれあいセンター福寿)	20	現地調査(現況証明等) 平成24年度第2回農政部会 第18回農業委員会総会	20	南十勝農業後継者担い手対策 研修会(更別村) 現地調査(現況証明等) 平成24年度第3回農政部会
11・9	十勝農業委員会連合会講演会(帯広市)	26	農業者年金協議会代議員等 研修会(町民会館)	21	平成24年度第3回農政部会 第20回農業委員会総会
15	北海道農業会議地区別農業 委員研修会(帯広市)	18	十勝農委連農業後継者対策 講演会(帯広市)	27	平成24年度第3回広報特別 委員会(農業委員会だより) の編集ほか)
21	町公社利用調整会議 (札内地区)	22	平成24年度第1回農地部会 グリーンパートナー事業連 絡会議(担い手センター)	22	各農業協同組合役員と懇談会
16	町公社利用調整会議 (忠類地区)	23	町公社利用調整会議 (忠類地区)	22	農業振興公社理事会 (担い手センター)
21	現地調査(現況証明等)	24	全道農業委員会活動強化研 修会(札幌市)	22	現地調査(現況証明等) 北海道農業会議第76回総会 及び会長・事務局長会議
17	町公社利用調整会議	29	現地調査(現況証明等) 第19回農業委員会総会 (忠類総合支所)	26	農協懇談会
11	町長・議長へ農業政策等に 関する要請	31	北海道農業会議第2回地区 別農業委員会会長・事務 局長会議(帯広市)	27	農業振興公社評議員会 (担い手センター)
7	平成24年度第1回農政部会 第17回農業委員会総会 農業者年金相談会 (町民会館)	2	十勝農委連臨時総会 (帯広市)	27	農村アカデミー修了式 (担い手センター)
17	町公社利用調整会議	2・7・8	南十勝農業委員等研修 会(音更町)	28	第21回農業委員会総会 (担い手センター)
13	十勝農業委員会連合会会長・ 会長職務代理者・事務局長	13	十勝農業委員会連合会会長・ 会長職務代理者・事務局長	28	第21回農業委員会総会 (担い手センター)



現地調査



農協懇談会